

中標津

活力みなぎる緑の郷土

HOKKAIDO
NAKASHIBETSU-CHO

7 No.511
2005
平成17年



「野球の基本を学ぶ」

6月12日(日) 中標津町営野球場の開場30周年を記念し、「NHKジュニア野球教室」が開催されました。天候が悪く中標津体育館での開催となりましたが、講師の元プロ野球選手、広澤克実さん、武田一浩さんの指導を受け、町内中学校3チームの選手たちは基本をしっかり学びました。

発行 / 中標津町役場

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地
総務部総務課広報・調査係
TEL 0153-73-3111 FAX 0153-73-5333

中標津町ホームページの

URLは <http://www.nakashibetsu.jp>

メールは nakasi-t@arens.or.jp

携帯サイトは <http://j.nakashibetsu.jp/>

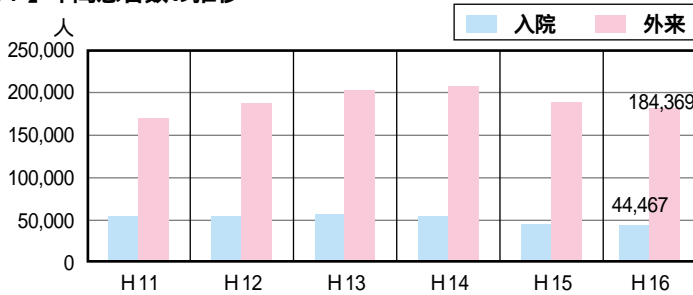


中標津町の平成16年度決算がまとまりました。町には一般会計のほか、病院と水道の企業会計に加え、国民健康保険事業などの7種類の特別会計があります。

今月号と8月号の2回に分けて各会計の決算状況をお知らせします。

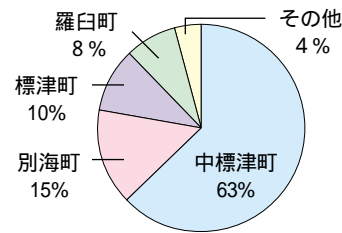
平成16年度の病院事業は、14診療科、病床数199床で運営しました。本年度は医師数や診療体制に大きな変更はなかったものの、新たに始まった医師の臨床研修制度により、特に地方の病院は医師の確保が一層困難な状況となっています。当院も整形外科を始め5科において出張医師による診療となっており、住民の皆様には、ご不便をおかけしている状況ですが、医師の確保を始め、地域センター病院としての機能強化に引き続き努力していきます。

【表1】年間患者数の推移



【表2】居住地別患者割合

(平成16年度、入院外来合計)

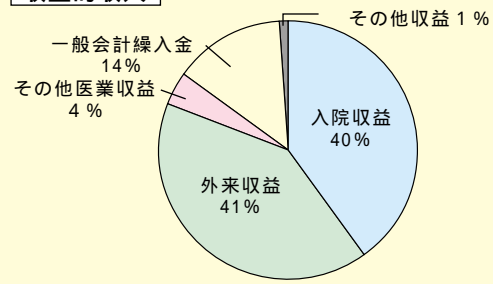


新病院移転後の入院・外来患者数は[表1]のとおり平成14年度をピークに減少を続けています。患者負担の増など医療保険制度の改正を背景に全国的に患者数は減少傾向にあります。特に当院は整形外科医師の非常勤化を受け平成15年度以降、大きく減少しています。また、[表2]のとおり入院・外来患者の約6割が中標津町、約3割が管内他町の住民となっています。

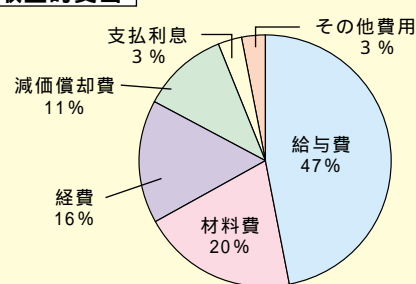
【表3】収益的収支の状況 (1年間の経営活動に伴い発生する収支)

	主な予算科目	決算額	対前年伸率
病院事業収益	入院収益	14億4,537万円	↘ 4.2%
	外来収益	14億7,479万円	↘ 1.4%
	その他医業収益	1億2,923万円	↗ 1.6%
	一般会計繰入金	5億2,226万円	↘ 32.2%
	その他収益	2,078万円	↗ 9.1%
	収益合計	35億7,243万円	↘ 8.2%
病院事業費用	給与費	19億5,555万円	↗ 4.2%
	材料費	8億4,262万円	↘ 3.0%
	経費	6億4,917万円	↘ 0.9%
	減価償却費	4億4,015万円	↘ 15.1%
	支払利息	1億4,283万円	↘ 6.7%
	その他費用	1億801万円	↘ 0.4%
	費用合計	41億3,833万円	↘ 1.0%
収益的収支差	5億6,590万円	↘ 95.2%	

収益的収入



収益的支出



病院事業収益のうち入院・外来を合わせた診療収入は、患者数の減少に伴い前年比で8,316万円(2.8%)下回る結果となりました。また、一般会計繰入金(補助・負担)は、一般会計の厳しい財政状況と繰入基準の見直しにより、前年比2億3,900万円(32.2%)減額となっています。結果、収益合計は35億7,243万円の前年比3億1,883万円(8.2%)となりました。一方、病院事業費用については給与費が増加したものの、患者数の減少による材料費の減、また借入金償還の減少による減価償却費、及び支払利息の減等により合計で41億3,833万円(対前年4,291万円、1.0%)となりました。

【表4】資本的収支の状況 (資産取得に伴い発生する収支)

	主な予算科目	決算額	対前年伸率		主な予算科目	決算額	対前年伸率
資本的収入	企業債	2,520万円	↘ 16.3%	資本的支出	建設改良費	5,150万円	↗ 38.9%
	一般会計出資金	1億8,480万円	↘ 50.2%		企業債償還金	2億5,747万円	↘ 53.8%
	一般会計補助金	1,200万円	↗ 皆増		支出合計	3億897万円	↘ 48.0%
	収入合計	2億2,200万円	↘ 44.7%		資本的収支差	8,697万円	↗ 54.9%

平成16年度の水道事業の運営について、町内に混在していた給水区域を水道法に基づき整理統合を行い、上水区域と中標津簡易水道区域に改め、より一層の水質管理体制の強化、業務サービスの向上に努めることにしました。これにより水道事業会計の業務量が一部簡易水道事業特別会計に移行することになりました。

決算概要について経営状況は、給水人口で236人増の20,175人、給水量で35,644m³増の1,937,723m³と伸びがみられ（上水区域での比較）さらには配水管整備などを計画的に行うことにより有収率（1）も4.5%増の87.8%と向上することができ、簡易水道事業への資産譲渡により費用の増加がありました、経営収支は安定しています。

しかし、水道施設（浄水場を含む）の老朽化に伴う整備、改修や漏水調査、水道水の水質向上、水量・水圧不足の改善など、種々の問題を抱えており、多様化している町民のニーズに着実に応えていくため、これらの整備について計画的に進めていかなければなりません。

水道事業は「地方公営企業」（2）として経営しています。「企業」ですから、事業に必要な経費は、「水道料金」で運営されています。事業運営全体の健全な経営維持のため、事業収支のバランスの見直しを行い良質な財源を確保し給水サービスの向上と効率的な事業の運営が求められています。

平成16年度決算額

経営成績である損益計算書の収益は、4億4,487万円(前年比 1,531万円)になりました。水道料金収入では、業務量の減少により 1,640万円減少しました。費用については資産譲渡のため、1,903万円増加の4億794万円となり、平成16年度の純利益は、3,693万円となりました。

資本的収支(表2)では、支出で本年度、配水管整備などの建設改良費で1億386万円、利用者に使用水量をわかりやすくするためのハンディターミナル購入などの固定資産購入費710万円の計1億1,096万円となり、収支で2億499万円不足が生じ、損益勘定留保資金(3)等で補てんしました。

- 1 有収率...浄水場から配水された水量のうち、実際に使用された水量（水道料金となった水量）の割合。（高いほど優良な経営に結びつく。）
- 2 地方公営企業...町の一般会計とは区別し、独立採算制に基づく事業。（町ではほかに病院事業）
- 3 損益勘定留保資金...経常費用のなかで現金支出の伴わない経費。（減価償却費等）

表1 収益的収支(1)及び業務量の推移

年度	事業収益		事業費用	年度末給水戸数	年間給水量
	うち水道料金収入				
13	5億3,683万円	4億3,525万円	4億7,999万円	9,255戸	1,974,607m ³
14	5億1,866万円	4億3,306万円	4億5,510万円	9,408戸	1,968,917m ³
15	4億6,018万円	4億3,723万円	3億8,891万円	9,484戸	1,993,750m ³
16	4億4,487万円	4億2,083万円	4億794万円	9,170戸	1,937,723m ³

平成16年度より簡易水道事業への一部移行に伴う事業の減
 (1) 収益的収支とは水道事業会計のうち施設の運転・管理等水道事業を運営するための経費とその財源です。



表2 資本的収支(2)及び企業債(3)の年度末残高の推移

年度	収入額	支出			企業債年度末残高
		企業債借入金	建設改良費等	企業債償還額	
13	1億2,542万円	8,860万円	1億5,700万円	1億1,536万円	17億7,870万円
14	2億1,364万円	1億8,260万円	2億6,043万円	1億2,326万円	18億3,804万円
15	2,455万円	1,500万円	1億7,410万円	1億4,599万円	17億704万円
16	6,048万円	5,050万円	1億1,096万円	1億5,451万円	13億2,203万円

企業債年度末残高については、平成16年度より簡易水道事業への一部移行のため減

- (2) 資本的収支とは水道事業会計のうち、水道施設を建設・整備するための投資的経費とその財源です。
- (3) 企業債とは、水道施設等の整備を行うための費用は莫大であり、水道料金だけでは足りませんので、国や公営企業金融公庫等からの借金で補っています。また、収益的(事業)収支で得た利益は、これらの借金の返済(償還)に充てられます。



平成16年度決算額

(万円)

歳 入		歳 出	
国民健康保険税	10億2,201	総 務 費	5,539
国庫支出金	8億3,384	保 険 給 付 費	14億4,158
療養給付費交付金	2億 697	老人保健拠出金	5億8,530
道 支 出 金	1,842	介 護 納 付 金	1億4,165
共 同 事 業 交 付 金	7,253	共 同 事 業 拠 出 金	6,058
繰 入 金	2億4,191	保 健 事 業 費	675
そ の 他	324	そ の 他	147
合 計	23億9,892	合 計	22億9,272
歳入歳出差し引き額 1億620万円は、平成17年度にて基金に積立。			



国民健康保険の状況は、平成17年3月末現在で4,258世帯、被保険者数も10,021人と町の世帯数及び人口の約42%の方が加入しています。

平成16年度決算の収支状況は、歳入が23億9,892万円（対前年度比2.1%減）、歳出が22億9,272万円（対前年度比5.1%減）で、差し引き1億620万円の黒字となり、翌年度以降の医療費の増加に備えて基金へ積み立てました。

16年度の歳入歳出の減少は、国の制度改正による老人保健対象年齢の引き上げなどの影響で、国民健康保険会計の負担は大幅に軽減されました。

しかし、加入者の年間1人当たり医療費は、全体で267,413円（前年度比3.1%増）、そのうち老人医療費では674,314円（前年度比9.7%）となっており、年々増加の傾向にあります。

国民健康保険は、加入されている方が健康な生活を送るための医療保険制度のひとつです。町では医療費の適正化や保険税の収納率向上に努め、健全な保険財政を維持するとともに、一人ひとりに保険のしくみや重要さを知っていただき、これからも安心して必要な医療が受けられるよう事業を進めていきます。

国民健康保険事業特別会計

平成16年度決算額

(万円)

歳 入		歳 出	
使 用 料	1,529	管 理 費	278
繰 入 金	549	公 債 費	1,801
そ の 他	1	そ の 他	0
合 計	2,079	合 計	2,079



中標津町公設地方卸売市場は、消費者に安定した商品を提供するため、昭和50年に設置されました。

根釧地方で公設の市場として開設されているのは、中標津町の1ヵ所となっています。

中標津町公設地方卸売市場は、食の安定供給と安全で安心な食べ物を取り扱っています。

中標津町公設地方卸売市場の年間取扱高及び取扱数量は、平成3年をピークに毎年減少傾向にあります。

これらの要因としては、町内の既存商店舗の減少による買受人の減少が考えられます。

市場総体予算額に占める繰入金の割合は平成17年度予算では28.2%となり前年度より1%増加となっています。

市場建設に要した国への償還金が平成17年度にピークとなり、それ以降は、減少しますので繰入金の額についても減少する見込です。

公設地方卸売市場事業特別会計

下水道事業特別会計

下水道は、トイレの水洗化や水をきれいにするだけではなく、私たちの生活を快適にし、きれいな街づくりに貢献する都市施設です。

当町の水洗化普及率は90.5%になっています。その反面水洗化が普及するにあたり、下水道汚泥処理に係る費用や処理場等維持管理費用が年々増加しており、その費用を全部使用料で賄うことは、相当な負担となるため、使用料の軽減策として一般会計からの繰入金で補てんを受けていますが、近い将来において、使用料のみで運営を行うことを目標として効率的な経営を行っています。



平成16年度決算額 (万円)

歳 入		歳 出	
下水道使用料	3億1,698	建設費	3億1,900
受益者負担金	2,299	管渠維持管理費	2,031
国・道補助金	1億5,756	処理場維持管理費	1億7,117
繰入金	7億9,652	公債費	9億9,686
町債	2億3,860	水洗化普及費	587
その他	520	総務費	2,464
合計	15億3,785	合計	15億3,785

【主な歳出の内訳】

建設費...汚水管整備(緑町・明生地区)8.9ha、972m
 雨水管整備(明生地区)1.7ha、267m
 管渠維持管理費...汚水管清掃2,674m、マンホール・公共樹等修繕122基など
 処理場維持管理費...中標津下水終末処理場、計根別及び養老牛温泉にある浄化センターに係る維持管理費や修繕費など
 公債費...借入金の償還金や利子
 水洗化普及費...水洗便所等改造資金貸付、利子補給金など

町営牧場特別会計

町営牧場は、町の基幹産業である酪農畜産経営の生産コストの低減と労働力の軽減などを目的として昭和38年に設置されました。昭和43年には農業構造改善事業で開陽台牧場、昭和56年には国営事業で俵橋牧場を開設し、人工授精牛を主に夏期預託放牧事業を行っています。平成10年より道営事業を取り入れ、開陽台牧場の草地更新等の再整備を実施し、平成17年からは受精卵移植を導入するなど、預託農家への要望に応えるべく努力しています。受入頭数は、多頭飼育による酪農経営の大型化により増加傾向にあります。また、牧場予算は昨年まで、道営事業への負担金支出のため1億円を超える規模でしたが、事業終了により平成17年以降は8千万円～9千万円に減少する見込みです。繰入金については、過去の牧場整備に係る償還金のピークが平成16年まで続きましたが、平成17年以降は年々減少する見込みです。

平成16年度決算額 (万円)

歳 入		歳 出	
放牧料	3,842	管理費	87
入牧手数料	57	事業費	7,821
財産貸付収入	465	公債費	4,060
繰入金	4,193		
町債	3,400		
その他	11		
合計	1億1,968	合計	1億1,968

【主な歳出の内訳】

管理費...牧場運営委員会などに係る諸経費
 事業費...草地の管理経費及び道営事業の負担金
 (平成16年度実施事業量 牧道整備421m、
 広場造成1.5ha、防護柵整備911m、牧場用機械3台 他)
 公債費...借入金の償還金や利子

簡易水道事業特別会計

簡易水道事業会計は、平成15年度までの水道事業会計における計根別市街地・上武佐・養老牛温泉地区と一般会計における開陽・西竹・養老牛水系の営農用水道地区の資産譲渡を受け、平成16年度より独立した会計にて運営しています。簡易水道事業の対象となる給水人口は平成16年度末で3,221人(1,125世帯)で、前年度との比較(本事業運営開始前の地区との比較)では、46人減(19世帯増)となっています。

運営の主たる財源は、各地区にお住まいの方々の簡易水道料金で会計を賄っていきませんが、建設費と償還金の一部については、一定の基準に基づいて町からの繰入金を充てて運営しています。

また、施設整備においては、早くから整備した地区もあり、施設や老朽管の改修等が必要な地区もありますので、今後、年次計画を立て改修・更新を行い、安定した水の供給に努めていきます。

平成16年度決算額 (万円)

歳 入		歳 出	
使用料及び手数料	1億2,323	総務費	1,257
財産収入	0	簡易水道事業費	1億5,369
繰入金	1,586	基金積立金	884
諸収入	924	公債費	1,435
町債	5,020		
合計	1億9,853	合計	1億8,945

歳入歳出差し引き額908万円は、平成17年度にて基金に積立。

【主な歳出の内訳】

道道摩周湖中標津線水道管布設工事 L = 416m
 開陽地区の安定した水量確保のための西竹地区配水連絡管布設工事及び河川流量調査 L = 1,069m

あなたの個人情報を守られていますか？

現在、「個人情報」を利用したサービスがさまざまな形で提供され、生活面においても今まで以上に便利なものとなっています。その反面、「個人情報」の誤った取り扱いにより、重大な被害を受ける恐れもあるなど社会問題となっています。

町におきましても町民皆さんの大切な個人情報に対し、平成12年に「中標津町個人情報保護条例」を定めて適切な取り扱いと保護に努め運用してきました。

近年、個人情報の漏洩による被害が全国的にも問題となっており、国において平成17年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」が施行されたことに伴い、町でも、現在の「個人情報保護条例」の充実を図る事を目的に6月定例議会において「中標津町個人情報保護条例」の全部改正が可決されています。この条例をもとに町民皆さんの個人情報の適正な管理を強化するため「罰則規定」等を定め、更なる情報の保護に努めます。

なお、町では中標津町情報審査会の意見を聴き、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成しました。この指針は商工会、役場（及び計根別支所）に備え付けてありますので、個人情報の適正な利用に活用願います。

個人情報とは...

氏名、住所、生年月日、性別、学歴、職歴、などの特定の個人を識別できる情報又は分かるものをいいます。

個人情報の閲覧制度

現在の住民基本台帳法による閲覧制度においては、氏名、住所、性別、生年月日の4項目の個人情報の閲覧について認められ、世論調査、学術調査、市場調査等に幅広く利用されています。（総務省では、個人情報の保護に対する意識の変化などから、「住民基本台帳のあり方に関する検討会」を開催し、住民基本台帳の閲覧制度等について、有識者による専門的な検討を行っています。）

1 町として守るべき個人情報の取り扱いルール

保有の制限

個人情報の保有にあたっては、利用目的を明確にしなければなりません。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはいけません。

利用目的の明示

本人から直接書面で個人情報を取得するときは、原則として、利用目的を明示しなければなりません。

利用及び提供の制限

原則として、利用目的以外の目的のために、保有している個人情報を利用・提供してはいけません。

従事者の業務

業務に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりしてはなりません。

違反すると

罰則規定

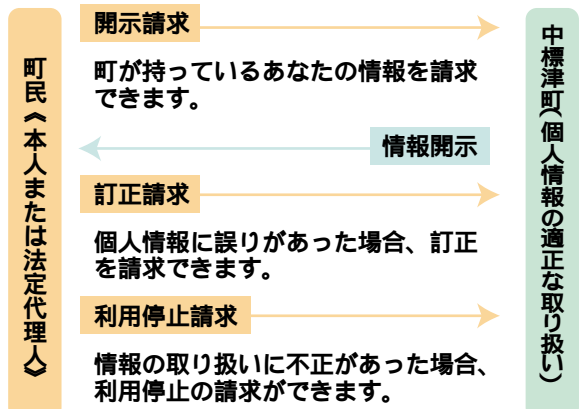
個人情報の適正な取り扱いの確保及び個人の権利利益を保護するため、不適切な取り扱いをした時に、町職員と受託事業者に対して罰則を科します。罰則の規定は、上限2年以下の懲役または、100万円以下の罰金となります。



「中標津町個人情報保護条例」に関するお問い合わせは、総務課行政改革・防災係まで。

2 本人関与による適正な個人情報保護の手続き

個人情報の開示請求などの仕組みは次のとおりです。



これらの請求に対して、請求どおりの内容決定にならない場合があります。その場合は不服申し立てを行うことにより、審査機関が公平な立場で審議を行い、審議の結果を基に再度町が決定します。開示請求を行った人が、不正（名前を偽るなど）な行為を行って他人の情報を手に入れるなどをした場合には、5万円以下の過料が適用されます。

平成16年度における、中標津町個人情報保護条例第49条（制度の運用状況の公表）による公開について

- 中標津町個人情報保護条例第14条（自己に関する個人情報の開示請求）第1項または第2項の規定による個人情報の開示について
- 請求件数：1件
請求内容：介護認定審査会資料
開示の有無：開示

指定管理者制度が導入されます

管理を委託できる

「公の施設」とは…

「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」(地方自治法第二百四十四条)、地方公共団体が住民の福祉を増進するために設置し、多くの住民が利用できる施設です。

中標津町では…

総合文化会館、体育館などの文化体育施設、都市公園及び森林公園、町有の地域会館などです。



平成十五年九月に地方自治法の一部が改正され、「指定管理者制度」が導入されました。
町においても、平成十八年四月一日導入に向け準備を進めていますので、その概要についてお知らせします。

指定管理者制度とは…

今までは、公の施設(文化体育施設、公園、町有地域会館等)の管理は管理委託制度の中で、公共団体、公共の団体及び地方公共団体の出資法人に限定されていましたが、「指定管理者制度」を導入することにより、公の施設の管理運営について、民間事業者、法人等の幅広い団体に管理を代行させることができます。

制度導入の目的

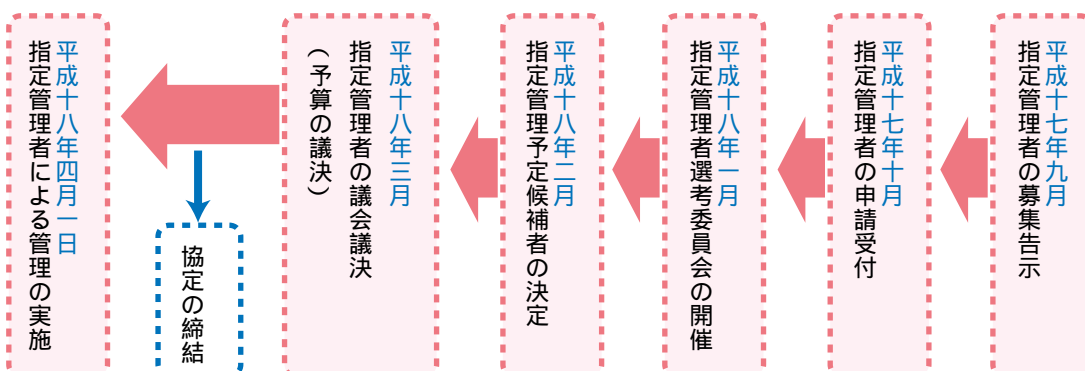
多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するために、公の施設の管理に民間事業者等の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としています。



指定管理者制度の内容

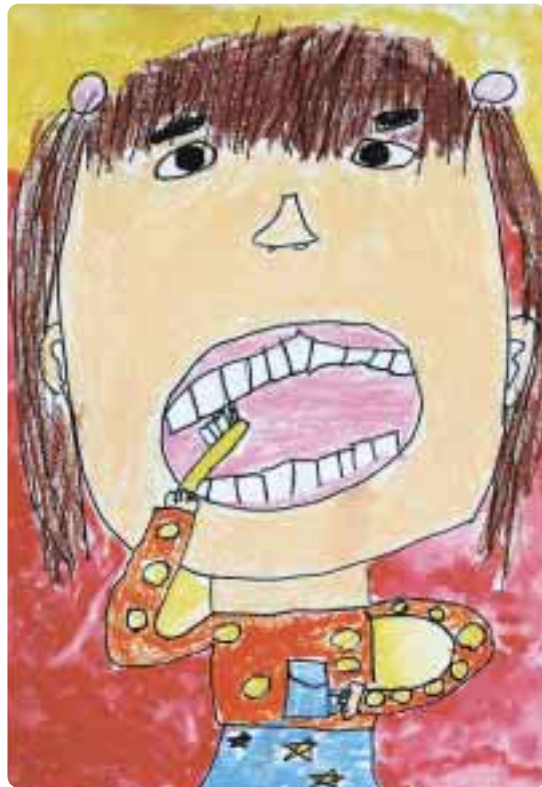
項目	内容
施設の管理運営主体	法人その他の団体 法人格は必ずしも必要としませんが、個人では対象となりません。
法的な位置づけ	「管理の代行」となります。 指定管理者は、議会の議決を得て指定され、公の施設の管理に関する権限を委任して行わせるものです。
中標津町の条例で定める項目	指定管理者の「指定の手続き」 ・申請の方法や選定基準等 指定管理者が行う「管理の基準」 ・休館日、開館時間、個人情報の取扱基準などの基本的な条項 指定管理者が行う業務の範囲 ・具体的な範囲を規定、それぞれの施設の目的や態様にて設定する。 ・利用許可は行うが、使用料の強制徴収、不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可はできません。
協定の締結	委託費の額等、細目的事項について協定を締結します。
導入時期	中標津町では、平成18年4月1日から実施します。
募集及び選考	指定管理者の公募については、各施設を管理する所属部署において町広報紙などを利用して公募を開始し、選考委員会で選考後、町議会の議決により決定します。
その他	問い合わせについては、施設を管理する各担当課へお尋ねください。 ・文化体育施設～教育委員会総務管理課 ・都市公園及び森林公園～建設水道部管理課 ・町有の地域会館～町民生活部生活課 ・労働会館、町有観光施設～経済部経済振興課

導入に係る今後の流れ



「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」

入賞作品紹介



★町長賞

中標津小学校 2年 山崎 春花さん

口腔衛生週間に合わせ、町内の小学校から募集した平成十七年度「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」の入賞作品を紹介します。
 入賞作を含む入選作品七十五点は、六月四日（土）～十日（金）まで、しるべつと町民ホールに展示しました。



★教育長賞

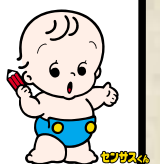
中標津小学校 4年 武藤 継胡くん

応募総数 1,038点



★歯学会賞

若竹小学校 6年 阿部 雄真くん

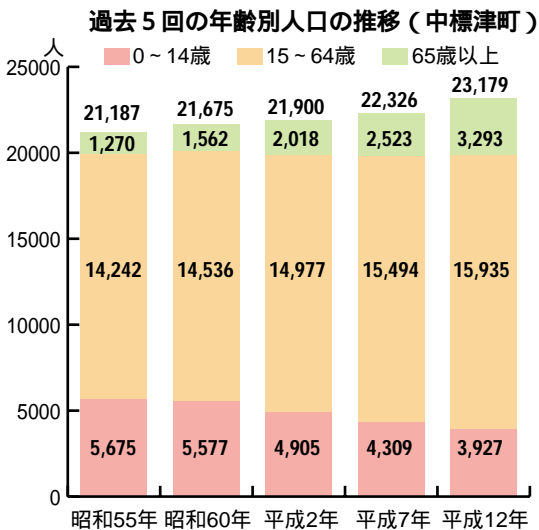


国勢調査は、大きく分けて次の三つの項目の基礎資料を得るため実施されます。
 男女・年齢に関すること、世帯類型に関すること、就業状態に関することです。

今月号では、過去五回の結果における、中標津町の年齢別人口の推移についてお知らせします。

年齢別人口の推移

先月号でお知らせしたとおり、中標津町の人口、世帯数は順調に増加しています。年齢別人口の推移をみてみますと、左のグラフのとおり十四歳未満の人口が減る一方、六十五歳以上の高齢者は増加傾向にあり、中標津町においても少子高齢化が一層進行していることが分かります。



平成12年の合計人数23,179人のうち24人は年齢不詳者につきグラフに表示していません。



「温泉と入浴の効果」

町立中標津病院 内科 西川 浩 司



今回は、医療からちょっと脱線するかもしれませんが、健康増進に役立つ温泉及び入浴の話をしてみたいと思います。

温泉王国である日本、皆様は『温泉』と聞いて、どのようなイメージをお持ちでしょうか？日本には北海道を含め様々な有効成分を有する温泉が多数存在します。しかし、残念なことに温泉がレジャーや観光資源としてのみ利用されるケースが多いのが現状です。欧米ではむしろ医療と併用され温泉が健康増進・疾病予防として積極的に用いられています。日本のある地域で温泉を健康増進に利用することで医療費を抑制できたという報告も有ります。

もちろん、温泉・入浴を用いた病気の治療に関しても研究は進んでいます。以前より重症心不全に対する温泉療法は詳細な検討もななく禁忌とされてきました。しかし、半身浴或は乾式サウナに入った後タオル等で三十分安静保温を追加することによって、心不全の重症度を改善できたという研究結果が報告されました。

このように、うまく温泉・入浴を利用することで疾病の予防や場合によっては治療も可能です。温泉でなくても、日頃の正しい入浴によつて、健康を維持することが十分可能です。ここで、高齢者における入浴法のポイントを以下に示します。

入浴前に脱衣所及びお風呂場を暖めておく。
入浴前に必ずかけ湯を行う。
湯温は三十九前後で半身浴が望ましい。（寒い場合は肩にタオルをかける。）
入浴後三十～六十分程度は安静にし、適宜水分摂取を行う。
食事直後またはアルコール飲酒直後の入浴は避ける。
たかが入浴、されど入浴。皆様も浴槽の中でちょっとだけ入浴の大切さを考えてみてはいかがでしょうか？

国民年金

平成十七年度の国民年金「保険料免除制度」手続き開始のお知らせ

自営業などの第一号被保険者で、収入が少なく保険料の納付が困難な人は、保険料を未納のままにせず、生活課年金係窓口で「免除申請書（全額・半額）」に必要事項を記入し提出してください。後日、社会保険事務所が前年分の所得等を審査して、結果（承認・却下）をお手元に通知します。

免除には、全額が免除される「全額免除」と、保険料の半額を納める「半額免除」があります。

免除が承認された場合は、申請した月の前月分から平成十八年六月まで保険料の全額または半額が免除されます。ただし、半額免除が承認された場合は、残りの半額の保険料を納付しないと未納期間扱いとなりますので、忘れずに納めてください。

申請により免除対象になる方の要件など詳しくは、生活課年金係まで。

国民年金「若年者納付猶予制度」が新設されました

低所得者である若年者（二十歳代の者）が、将来の無年金・低年金となることを防止するため、同居している世帯主の所得に関わらず、本人及び配偶者の所得要件により保険料の納付を猶予する「若年者納付猶予制度」が新設されました。

制度の特徴

- ・ 保険者本人及び配偶者が全額免除と同様の所得要件に該当（世帯主の所得は対象外）
 - ・ 免除期間は受給資格期間に算入されるが、年金額には反映されません（カラ期間）
 - ・ 免除期間について、十年間の追納が可能
- 詳しくは、生活課年金係まで。

開陽台牧場ふれあい広場遊歩道

7	日	月	火	水	木	金	土
						1	2
3	4	5	6	7	8	9	
10	11	12	13	14	15	16	
17	18	19	20	21	22	23	
24/31	25	26	27	28	29	30	

税金

7月は固定資産税(第2期)、国民健康保険税(第2期)、介護保険料(第2期)の納期です

固定資産税の第2期と国民健康保険税の第2期、介護保険料の第2期の納期限は8月1日です。忘れずに納期内に納めましょう。

固定資産税、町道民税の第1期、軽自動車税全期、国民健康保険税及び介護保険料の第1期の納期限がすでに経過しています。もう一度お手元の納付書を確認のうえ、納付されていない方は早急に納めましょう。

町税はみんなの財産です。町税を有効に使うため、納期内納付にご協力をお願いします。

~町税等各種収納金の

納付は口座振替で~

<7月の収納窓口休日開設及び平日開設時間延長日>

休日開設日	開設時間延長日
31日(日)	15日(金) 29日(金)
午前9時~ 午後5時まで	午後5時15分~ 午後8時まで

収納窓口開設時間延長、休日開設にあわせて納税相談を実施していますので、納税についてご相談ください。

所得税の予定納税をお忘れなく

所得税の予定納税(第1期分)の納期は、8月1日(月)までです。また、振替納税を利用している方は、納期限(8月1日)に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。

詳しくは、根室税務署 ☎0153(23)3261まで。

サマージャンボ宝くじ 発売のお知らせ

7月15日(金)から8月2日(火)までサマージャンボ宝くじ(市町村振興宝くじ)が発売されます。

今年のサマージャンボ宝くじは、3等1千万円が5年ぶりに復活しました。

賞金	1等	2億円	42本
	(1等前後賞各5千万円)		
	2等	1億円	42本
	3等	1千万円	420本

抽せん日 8月12日(金)

この宝くじの収益金は中標津町ではこれまで、明生地区コミュニティセンター、西町児童公園、明生児童公園、まこと団地児童公園、睦児童公園などの整備に活用されています。

町立病院からのお知らせ

七月の整形外科診療日は、上記カレンダーの印のとおりです。詳しくは、町立中標津病院医事課 ☎(72)8200まで。

道営住宅入居者募集

募集団地 東中団地

・二階建の3DK

昭和五十一年建設 一戸

家賃 九千八百円

一万六千二百円

・平屋の3LDK

昭和五十四年建設 一戸

家賃 一万一千九百円

一万九千七百円

募集団地 白樺団地

・二階建の3LDK

昭和六十三年建設 一戸

家賃 一万六千九百円

二万八千八百円

自衛官募集

募集種目 航空学生

資格 日本国籍を有し、高卒

(見込含)二十一歳未満の者

募集種目 一般曹候補学生

資格 日本国籍を有し、満十

八歳以上満二十四歳未満の者

募集種目 曹候補士及び2士

資格 日本国籍を有し、満十

八歳以上満二十七歳未満の者

受付期間 八月一日~九月八日

試験期日 九月十七日

九月二十六日の間

詳しくは、自衛隊帯広地方連絡

部中標津募集事務所 ☎(72)0120まで。

家畜商講習会の開催について

平成十七年度の家畜商講習会が次のとおり開催されます。受講を希望する方は期日までに農林課畜産係へお申込みください。

講習会開催日時及び場所

九月十四日(水)~十五日(木)

午前九時~午後五時まで

札幌市(北海道庁別館地下二階大会議室)

提出書類 受講願書(写真貼付)

二部(様式は農林課畜産係にあります。)

受講手数料 四千四百八十円相当

の北海道収入証紙

申込期日 八月一日(月)

詳しくは、農林課畜産係まで。

開陽台牧場ふれあい広場

道営公共牧場整備事業により、

開陽台牧場内に広場と遊歩道が設

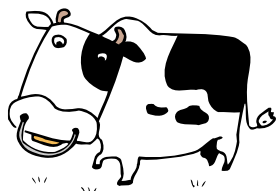
置されました。開陽台展望台駐車場から遊歩道が続き、遊歩道沿いに放牧している牛を見学したり、広場周辺の自然観察をしたりすることができるようになりました。広場には、休憩施設やトイレもあり、自由に休憩することが出来ますので、どうぞご利用ください。なお、家畜衛生管理上、牧場内へ入場できる範囲を定めていますので、立入禁止区域へは入らないようお願いいたします。

開場時間 毎日午前九時~

午後四時三十分まで

期 間 十月下旬まで

詳しくは、農林課畜産係まで。



骨粗鬆症検診のお知らせ(8月分)

申込期間 7月5日～7月20日の平日
実施期間 8月1日～8月31日の平日
対象内 20歳以上の女性
 問診、骨密度測定(手首)診察
料金 1,300円(70歳以上は600円)
定員 1日につき2人(午前中)
実施場所 町立中標津病院
申込先 中標津町保健センター
 (成人保健係)
 ☎72-2733まで

「高脂血症予防改善教室」参加者募集

開催日	内容
8月2日(火)	「高脂血症の原因は？」運動体験
8月5日(金)	「高脂血症予防のための食生活」
8月9日(火)	調理実習と試食

会場 中標津町保健センター
時間 午前10時～午前11時30分
 (8月9日は午後12時まで)
定員 25名(年齢・男女問わず)
持ち物 健康手帳(お持ちでない方には配布)
参加料 無料
受付 8月1日(月)まで
 (定員になり次第締切)
申込先 中標津町保健センター
 (管理栄養士)
 ☎72-2733まで

「筋力アップで体イキイキ教室」のお知らせ

高齢者の筋力・バランス・柔軟性を高めて、日常生活に必要な体力向上を目指します。

対象 70歳以上で足腰の衰えを感じ、外出を控えている方、つまずきや転びやすさを感じている方。(介護保険認定者や運動制限のある方を除く)
日時 9月13日～12月2日まで
 毎週火、金曜日(全24回開催)
 午前9時40分～午前11時20分
場所 総合福祉センター「プラット」
募集人数 7名

申し込み人数が多い場合は、体力測定を実施し決定する場合があります。

申込締切 7月12日(火)
申込先 中標津町保健センター
 (成人保健係)
 ☎72-2733まで

いきいき健康まつりのお知らせ

日時 8月21日(日)
 午前9時30分～午後1時
場所 中標津町総合文化会館
内容 歯科ドック、健康チェック、体力測定、健脚度測定、介護相談など

市内循環バス時刻表変更のお知らせ

中標津市内線の時刻表が、7月7日(木)より「東武サウスヒルズ」前停留所の新設により変更になります。
 新しい時刻表など詳しくは、生活課交通・町民相談係まで。



体験してみませんか

畜産食品加工研修センター主催の研修会も四回目を迎えました。今回は、未経験者の方々を対象にソーセージ(二種類)、アイスクリーム作りを行います。

日時 七月二十四日(日)
 午前10時～午後二時
場所 畜産食品加工研修センター(計根別)
対象 町内在住の中学生以上の方で、センターを利用したことがない方
費用 一人千五百五十円
募集人数 先着十名
募集締切 七月十五日(金)
申込方法 定員になり次第締切
 電話予約(☎左記参照)
 その他詳しくは、畜産食品加工研修センター☎(78)2216まで。

中標津町地域まちづくり事業補助金のお知らせ

平成十三年度から都市計画マスタープランが実施され、種々のまちづくりの基本的な方針として活用されています。

地域まちづくり事業補助金は、都市計画マスタープランにおける地域別のまちづくり構想等の実現に向けて、地域自ら取り組む町民協働のまちづくり事業に対し、本年度から新たに予算の範囲内で支援するものです。
対象者 都市計画マスタープランに沿った、営利を目的としない団体・町内会等
対象事業 都市計画マスタープランの地域別まちづくり構想の方針に基づくもので、居住者が身近な地域のまちづくりに自発的に関わるための事業地域の特性を踏まえた都市づく

りやまちづくりを進めるための事業などが対象で、内容を事前に審査し決定します。

(代表的な例) 憩いの場づくり事業、花と緑・景観づくり事業、自然環境・ふれあい推進事業、コミュニティ・交流活動推進事業など。

働く皆さんを応援します

勤労者福祉資金
 融資制度のご案内

融資の対象となる方
 ・中小企業に勤務する方(前年の総所得が六百万円以下の方)
 ・二年間で通算十二ヶ月以上勤務している季節労働者の方(前年の総所得が六百万円以下の方)

・企業倒産など、事業主の都合により離職した方(雇用保険受給資格者である方等)

資金の使途
 医療資金、災害資金、教育資金、冠婚葬祭資金、一般生活費等

融資限度額・融資期間
 百二十万円以内、八年以内(離職者の方は、百万円以内、五年以内)

融資の利率
 ・中小企業に勤務する方
 年一・五〇%
 ・季節労働者、離職者の方
 年〇・六〇%

取扱金融機関
 北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店

問合せ先
 取扱金融機関へ直接お問い合わせいただくか、根室支庁商工労働観光課☎0153(24)5619まで。



緑あふれる森に

町と根釧東部森林管理署共催の平成十七年度中標津町植樹祭が、開陽地区の旧開陽牧場跡地で開催されました。植樹に参加した約百五十名の参加者により、用意された町の木「シラカバ」の苗木千本が丁寧に植えられました。



AEDを設置しました

町立中標津病院では、一階受付向かいの柱（写真）と三階エレベーターホールの壁にAED（自動体外式除細動器）を設置しました。AEDは心肺蘇生の要で、電気ショックが必要な心臓の状態を判断できる救命率向上の鍵ともいえる器械です。箱を開けるとアラームがなりますので心肺蘇生時以外は箱を開けないようにご注意ください。



丸小運動会

雨のため一日順延となったこの日も、気温が低く時折小雨が降る状況でしたが、児童の皆さんは父母や祖父母の応援を受け、元気に競技に参加していました。個人競技、団体競技の外、親子で参加する競技など盛りだくさんな内容で、楽しい一日を過ごしていました。



平成17年 7 VOL.511

中標津

なかしべつ

ひとのうまき

5月31日現在住民登録人口

() 内は前月比

町の人口 23,975 (+ 8)
男 11,790 (- 5)
女 12,185 (+ 13)
世帯数 10,111 (+ 6)

誕生 21人 死亡 19人
転入 62人 転出 56人



広報中標津は、環境保護のために古紙配合率100%再生紙および100%植物油型インキ「ナチュラルス100」を使用しています。